

静岡市清水区

A

静岡市葵区

B

静岡市清水区

C

静岡市監査委員	遠藤 正 方
同	白鳥 三和子
同	大村 一 雄
同	佐藤 成 子

静岡市職員措置請求について（通知）

令和 3 年 4 月 16 日付け地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により提出された静岡市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、次のとおり結果を通知します。

第 1 結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求を却下する。

第 2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

(1) 住所 静岡市清水区

氏名 A

(2) 住所 静岡市葵区

氏名 B

(3) 住所 静岡市清水区

氏名 C

2 請求書が提出された日

令和 3 年 4 月 16 日

3 本件請求の要旨

静岡市職員措置請求書を整理すると、請求の要旨は、大要、次のとおりである。

(1) 静岡市は、平成 25 年度に株式会社 D に対し「平成 25 年度 財清委第 22 号 清水

庁舎建築物性能検討業務」(以下「本件委託契約」という。)の委託費 13,965,000 円を公金から支出したが、本件委託契約の履行に当たっては以下のような違法行為がある。

ア 設計時の動的応答解析よりも精度の低い解析法を故意に採用した。

イ 法的根拠の無い過大な「耐震クライテリア(目標耐震性能)」を故意に設定した。

ウ 補強案を作為的に設定し、補強予算を故意に過大算定した。

これらの違法行為は、当初から「清水庁舎を移転新築に導く」動機により実施されたものである。

- (2) 「精度の低い解析法(応答が過大になる)」と「過大な耐震目標値」を採用することは、耐震性能不足などの根拠には決してならない。
- (3) 市は、検討業務報告書の解析が科学的に正しいものであるかどうかの検証を怠るという重大な過失により、「清水庁舎は耐震性能不足であり、補強予算が過大にかかる」との誤った認識を静岡市議会及び静岡市民に説明した。これは、「虚偽ないし不正確な情報に拠り、他者を誤った認識に誘導した」という社会的相当性を欠く違法行為と指摘でき、委託費用が公金から支出されることは明らかに違法であり、社会通念に照らしても不当である。
- (4) よって、監査委員は、株式会社D並びに市長、企画課長及び管財課長に支出額の返還及び賠償をさせるなど、必要な措置を講ずべきことを勧告することを求める。
- (5) また、以上のほか、(1)アからウまでの違法行為に伴って生じる損害賠償請求権が市長には存在するが、その行使を怠る事実がある。

第3 結果の理由

1 住民監査請求の要件

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関若しくは職員が行う違法・不当な行為若しくは怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生ずる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではない。

また、法的安定性の見地から、住民監査請求には、違法・不当な行為を対象とする監査請求は法第 242 条第 2 項の規定により当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは正当な理由がある場合を除いてこれを行うことができないなどの期間制限が設けられている。

住民監査請求の要件は、大要、以上のとおりであり、これらの要件を満たしていない請求は、不適法な請求である。

2 本件請求についての検討

(1) 違法又は不当な公金の支出について

本件請求における要件審査の過程で確認したところによれば、本件委託契約に係る公金の支出は平成 25 年 11 月 28 日に行われており、同日から 1 年を経過して提起

された本件請求は、法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正当な理由」が存しない限りにおいては同項の請求期間制限の規定に反した不適法なものとなる。

このことについては、請求人が、「令和 3 年 1 月 19 日に A が提出した、「静岡市職員措置請求」の監査結果（令和 3 年 3 月 8 日付）が出されるまで、本職員措置請求が提起できる程度に違法性を知り得なかったものであり、当該支出から 1 年を経過した後に本措置請求がなされたことにつき正当な理由がある」と主張していることから、当該主張の妥当性を判断する必要がある。

「正当な理由の有無」は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決・判例時報 1280 号、最高裁平成 14 年 9 月 12 日第一小法廷判決・判例時報 1807 号）。

もっとも、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、上記正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁平成 14 年 10 月 15 日第三小法廷判決・判例時報 1807 号）。

そして、「相当な期間内」に監査請求をしたか否かについては、昭和 59 年 10 月中旬までには公金を違法又は不当に支出したことが明らかになったことについて、4 箇月あまりを経過した昭和 60 年 3 月 8 日になってはじめて監査請求を行った事案につき法第 242 条第 2 項ただし書に規定する「正当な理由」があるということとはできないとした判例（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決・前出）、平成元年 12 月 12 日及び 13 日に新聞報道によって不明朗な支出であることが指摘されていたことについて、84 日を経過した平成 2 年 3 月 7 日にはじめて監査請求を行った事案につき相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとした判例（最高裁平成 14 年 9 月 12 日第一小法廷判決・前出）、情報公開条例に基づく開示請求により具体的な内容が明らかになった 1 箇月後に監査請求を行ったことについて「正当な理由」があるとされた判例（最高裁平成 20 年 3 月 17 日第一小法廷判決・判例時報 2004 号）などがあることから、個別の事情に応じて判断することになる。

このことを本件請求に当てはめて検証する。請求人が主張する正当な理由について点検したところ、①令和 2 年 3 月 5 日の令和 2 年静岡市議会 2 月定例会で、市議会議員 C は、本件委託契約について、「平成 25 年に清水庁舎建築物性能検討業務を D に依頼、新清水庁舎建設検討委員会にも提出された現清水庁舎の改修費は、この検討業務がベースになっています。しかし、構造の専門家からは耐震目標の設定が現実的ではないとの意見も聞かれています。想定する震度、耐震補強の目的によって、耐震補強の必要性、補強の程度が決まる。つまりは、改修費全体にも大きな影響を

与えることとなります。」と発言しており、同定例会のインターネット議会中継が、同日はライブで、また、議会開催日から1週間程度で市ホームページにて配信され、その会議録が、ホームページ内の会議録検索システム（ホームページ内で市議会の会議録を検索することができるシステム）に掲載されている。また、②令和2年6月29日の令和2年静岡市議会6月定例会で、市議会議員Cは、本件委託契約に係る耐震安全性の目標値が高いことについて、「次に、補強案についてです。移転か補強かの検討資料となった、現清水庁舎の補強案では、想定最大地震時の耐震クライテリア、これは耐震安全性の目標値なんですけれども、層間変形角150分の1以内ですが、静岡県庁東館、高層棟ですが、このクライテリアでさえ100分の1以内です。なぜ県庁より高い目標値が要求されるのか。このクライテリアを満足するための補強計画は、必然的に工事費が割高となります。層間変形角とは、地震の際、1階の階高に対する揺れ幅のことで、例えば1階当たり3メートルの階高があった場合、現清水庁舎は2センチ以内、県庁東館は3センチ以内の揺れ幅が認められるということです。建物の補強計画に、とても大きな影響を与えます。8点目の質問、耐震補強計画の検討で、想定最大地震時の耐震クライテリアを層間変形角150分の1以内と設定した理由は何なのか、お答えください。」と質問しており、同定例会のインターネット議会中継が、同日はライブで、また、議会開催日から1週間程度で市ホームページにて配信され、その会議録が、令和2年10月20日にホームページ内の会議録検索システムに掲載されたところである。

そうであれば、請求人のうちCは、早ければ令和2年3月5日には本件委託契約及び検討業務報告書の存在及び内容を知り、本件請求の要旨に記載されている（1）から（3）までの行為について、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される。また、その他の請求人についても、令和2年静岡市議会6月定例会の会議録が会議録検索システムで閲覧することができるようになった令和2年10月20日には、相当な注意力をもって調査をすれば客観的に見て上記の程度に（1）から（3）までの行為の存在及び内容を知ることができたと解される。

以上のことから、本件請求は令和2年10月20日の時点から起算しても5月以上経過しており、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたとはいえず、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」は見当たらない。

よって、令和3年1月19日に請求人が提出した静岡市職員措置請求の監査結果が出されるまでの間「本職員措置請求が提起できる程度に違法性を知り得なかった」から請求期間の徒過につき正当な理由があるとする請求人の主張は、いずれにせよ失当というほかなく、採用し得ない。

（2）違法又は不当に財産の管理を怠る事実

請求人は、「本件は上記（1）～（3）の違法行為に伴って生じる損害賠償請求権が市長には存在する。その請求を怠っている真正怠る事案なので請求期間徒過には

該たらない」と主張する。たしかに、法第 242 条第 1 項の「怠る事実」について、最高裁判所は、同条第 2 項の適用を受けないと判示している（最高裁昭和 53 年 6 月 23 日第三小法廷判決・判例時報 897 号）。しかし、また、最高裁判所は、行政の法的安定性の確保から監査請求に期間制限を設けた法第 242 条第 2 項の趣旨を踏まえ、「監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条 2 項の規定を適用すべきものと解するのが相当である」と判示している（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日第二小法廷判決・判例時報 1228 号）。

このことを踏まえて本件請求を検証すると、請求人が主張する損害賠償請求権は本件委託契約に係る公金の支出の違法又は不当を前提とするものであることから、これに係る監査請求は法第 242 条第 2 項の適用を受けることになり、請求人の主張は失当である。

(3) 結論

以上のことから、本件請求は、不適法な請求として却下を免れない。
よって、第 1 のとおり決定する。